

秋の火災予防運動

「おうち時間 家族で点検 火の始末」

(令和3年度統一標語)

10月18日(月)から24日(日)までの1週間、県下一斉に「秋の火災予防運動」が実施されます。この季節は日増しに寒くなり、火を取り扱う機会が多くなります。暖房器具の点検はお済みですか?ちょっとした油断や火の取り扱いの不注意が火災の原因になることがあります。

ご自宅の住宅用火災警報器は正常に作動していますか?尊い命や貴重な財産を守るために、いざという時に機能するか確認してみましょう。まだ取り付けていない人は早めの設置をお願いします。

また、「住宅防火 いのちを守る10のポイント(4つの習慣・6つの対策)」を実行し、自分の家は自分で守るよう心掛けましょう。



[問合せ] 弘前消防本部予防課 ☎32-5104 または、最寄りの消防署、分署へ

11月9日は「119番の日」です

火災や急病、けがや交通事故など目の前で災害が突然発生した場合は、誰でも気が動転し、興奮した状態になります。一刻を争うときでも、「慌てず・落ち着いて・正確に」119番通報できるように、町会や勤務先などで実施する防災訓練の際に、通報訓練を積極的に行い、通報の仕方を身につけましょう。

【令和2年中の119番受付件数】

令和2年中に弘前地区消防事務組合管内(弘前市・黒石市・平川市・藤崎町・板柳町・大鰐町・田舎館村・西目屋村)で受付した119番件数は1万3,611件で、1日当たり約37件でした。これは約39分に1件の割合で受付したことになります。



住宅防火 いのちを守る10のポイント

◆4つの習慣

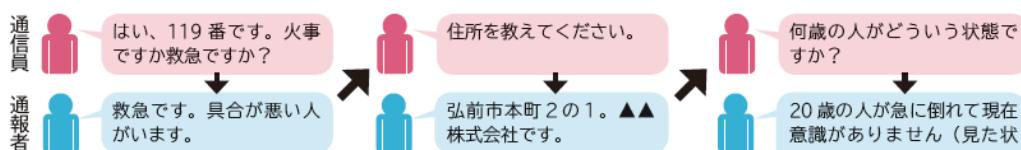
- ①寝たばこは絶対にしない、させない。
- ②ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。
- ③コンロを使うときは火のそばを離れない。
- ④コンセントはほこりを清掃し、不必要的プラグは抜く。

◆6つの対策

- ①火災の発生を防ぐために、ストーブやコンロなどは安全装置の付いた機器を使用する。
- ②火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- ③火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防炎品を使用する。
- ④火災を小さいうちに消すために、消火器などを設置し、使い方を確認しておく。
- ⑤お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
- ⑥防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

119番通報の仕方

～救急時の例～



救急だけでなく火災や救助も同じように、住所を正確に、また聞かれたことに対し内容を詳しく話してください。そうすることで、出動までがスムーズになり、現場へ到着するまでの時間を短縮できます。※消防車または救急車は、住所が分かった時点で出動します。その後でさらに詳しい情報を聴取していますので「早く出せ!」などと興奮して怒鳴ったりせず、情報の収集にご協力ください。

[問合せ] 弘前消防本部通信指令課 ☎32-5101

■火災など災害の問合せ (災害情報テレホンガイド)

☎ 0180-991-995

※一部の携帯電話、PHSなど利用できない電話があります。

■夜間、休日の救急医療情報 (医療機関紹介)

☎ 32-3999

